

平成30年12月7日

経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課 猪狩課長

安全保障貿易審査課長 三橋課長

（写）安全保障貿易管理課 熊野課長補佐，飯泉係長

（写）安全保障貿易管理課国際室 荒木課長補佐 秋元係長

（写）安全保障貿易審査課 井上総括課長補佐 渡井係長

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

情報通信専門委員会

通信・情報セキュリティ分科会

主査 村井 則彦

情報セキュリティ関連の政省令等改正に伴う、経済産業省ホームページ
Q&Aの見直しに関する要望

表記の件につきまして、下記の通り要望いたしますので、何卒、ご配慮いただけますよう、よろしく
お願いいたします。

記

1. 要望の背景・主旨

2019年1月9日に施行が予定されている政省令等改正に関連して、経済産業省のホームページに掲載
されているQ&Aの改訂案を作成しました。内容ご確認の上、早期に見直しをして頂き、できれば2019
年1月9日の政省令等改正の施行と同時にホームページに掲載頂きたく要望申し上げます。

2. 法令改正により改訂・追記頂きたいQ&A

経済産業省のホームページに掲載されているQ&A「11. コンピュータ、エレクトロニクス、通信
(7項、8項、9項、10項等)」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda08.html>)のうち、9項関連
のQ&Aの改訂案は以下の通りです。

また、パブリックコメントの際に産業界から意見のあった、貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの
「安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるもの」に関するQ&A(Q
&A x)と、運用通達と役務通達の「暗号機能有効化の手段」の解釈「使用者が暗号機能を特別に有効化
し、又は使用可能にするあらゆる手段」に関するQ&A(Q&A y)を追加することをご提案したく、末
尾に記載しておりますので、ご確認頂きたくお願い申し上げます。なお、これら追加Q&Aは現在のQ&
A 8の前に配置すると、よりわかりやすくなると思いますので、併せてご検討願います。

新	旧
<p>▼Q 8 :質問 <u>201x/x/xx</u></p> <p><u>貨物等省令第 8 条第九号イの括弧書きに「当該暗号機能を使用することができるもの(当該暗号機能が有効化されているものを含む。)又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるものに限る。」とありますが、この限定条件を満たさないことを理由に規制を受けないものは、どのようなものでしょうか。</u></p> <p>▲A 8 :回答</p> <p>以下の①と②は、この限定条件を満たさず、規制を受けないと考えられます。</p> <p>①そもそも暗号機能が使用不可能なもの[A]</p> <p>②安全な仕組みの暗号機能有効化の手段(ライセンスキー等)を用いることによってのみ、潜在的に有している暗号機能を使用者が有効化できるが、普段は暗号機能が休眠しているもの[D] (休眠暗号)</p> <p>一方で、以下の③～⑤はこの限定条件を満たし、規制を受けます。</p> <p>③当該暗号機能を使用することができるもの</p> <p>例：・<u>使用者が暗号機能を使用できるもの[E, F, G, H]</u></p> <p>・<u>普段は暗号機能が使用できないようになっているが、暗号機能有効化の手段の条件を満たさない手段(例えば、装置や顧客と一対一で対応しない仕組みを用いた手段)を用いると、使用者が暗号機能を使用できてしまうもの[B]</u></p> <p>④当該暗号機能が有効化されているもの</p> <p>例：・<u>安全な仕組み又は安全でない仕組みに関わらず、暗号機能有効化の手段で暗号機能が有効化されて、使用者が暗号機能を使用できるもの[G, H]</u></p> <p>⑤安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるもの</p> <p>例：・<u>暗号機能有効化の手段ではあるが安全な仕組みを用いていない手段によって暗号機能を有効化できるものであって、普段は暗号機能が無効化されている</u></p>	<p>▼Q 8 :質問 <u>2018/1/22</u></p> <p><u>貨物等省令第 8 条第九号イの括弧書きに「当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているものに限る。」とありますが、この限定条件を満たさないことを理由に規制を受けないものは、どのようなものでしょうか。</u></p> <p>▲A 8 :回答</p> <p>以下の①と②は、この限定条件を満たさず、規制を受けないと考えられます。</p> <p>①そもそも暗号機能が使用不可能なもの</p> <p>②潜在的には暗号機能を有しているものの、普段は当該機能が休眠しており、<u>ライセンスキー等の暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、当該機能が有効化するもの(休眠暗号装置)</u></p> <p>一方で、以下の③～⑤はこの限定条件を満たします。</p> <p>③そもそも暗号機能が使用可能なもの</p> <p>④暗号機能を有していて、<u>普段は当該機能が無効化されているが、暗号機能有効化の手段以外の方法で使用者が当該機能を有効化できてしまうもの</u></p> <p>⑤②の休眠暗号装置に対して、<u>暗号機能有効化の手段を用いることにより、暗号機能が有効化されているもの</u> <u>なお運用通達の 9 の項の解釈「暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの」では、「暗号機能有効化の手段を用いないで使用者による暗号機能の</u></p>

もの（安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いていないで、使用者が暗号機能を有効化でき使用できしてしまうもの） [C]

・暗号機能有効化の手段ではあるが安全な仕組みを用いていない手段によって暗号機能を有効化できるものであって、無効化されていた暗号機能が有効化されており、使用者が暗号機能を使用できるもの [G]

暗号機能有効化の手段は運用通達・役務通達の解釈で、「製造者により提供される仕組み（装置若しくはプログラムと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものをいう。）によって、使用者が暗号機能を特別に有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう。」と規定されていることを考慮して、上記①～⑤及び[A]～[H]を図示すると、以下のようになります。網掛け部（[B][C][E][F][G][H]）が、省令第8条第九号イの括弧書きにより規制を受ける箇所、それ以外（[A][D]）が規制を受けない箇所になります。

使用が可能であるものをいう。」と規定されており、使用者が暗号機能を使用可能か否かの視点で判断することになっています。

装置種別 装置の 状態	暗号を on/off する機 能なし	暗号を on/off する機能あり		
		暗号機 能有効 化の手 段でな い	暗号機能有効化の手段 (1対1の条件などを満たす)	
			安全でな い仕組み	安全な 仕組み
使用者が 暗号機能 を使用で きない状 態	[A] [使用で きない 暗号] ①	[B] ③	[C] ⑤	[D] [休眠暗号] ②
使用者が 暗号機能 を使用で きる状態	[E] ③	[F] ③	[G] ③④⑤	[H] ③④

<p>▼Q 9 :質問 201x/x/xx</p> <p>貨物等省令第 8 条第九号ロや第 2 1 条第 1 項第十六号、第十七号で規定されている「<u>ある貨物</u>」又は「<u>あるプログラム</u>」とは具体的にはどのようなものなのでしょうか。</p> <p>▲A 9 :回答</p> <p>潜在的には貨物等省令第 8 条第九号イに該当する暗号機能を有している貨物又はプログラムであって、普段は当該機能が休眠しており、<u>安全な仕組みの暗号機能有効化の手段</u>（ライセンスキー等）を用いることによるのみ当該機能が有効化するようなものを想定しています。</p> <p>なお、「ある貨物」には、電子組立品やモジュール、集積回路及びこれらの部分品等、潜在的に<u>該当の暗号機能</u>を有するものであれば対象として含まれます。</p> <p>また「あるプログラム」には、潜在的に<u>該当の暗号機能</u>を有するプログラムであって、<u>安全な仕組みの暗号機能有効化の手段</u>を用いることによるのみ貨物等省令第 2 1 条第 1 項第九号に該当となるようなアプリケーションプログラムが含まれます。</p> <p>同様に<u>該当の暗号機能</u>を有する装置の機能を実現するためのプログラムなども、潜在的に<u>該当の暗号機能</u>を有するものであれば対象として含まれます。</p>	<p>▼Q 9 :質問 2018/1/22</p> <p>貨物等省令第 8 条第九号ロや第 2 1 条第 1 項第十六号、第十七号で規定されている「<u>ある貨物又はあるプログラム</u>」とは具体的にはどのようなものなのでしょうか。</p> <p>▲A 9 :回答</p> <p>潜在的には貨物等省令第 8 条第九号イに該当する暗号機能を有している貨物又はプログラムであって、普段は当該機能が休眠しており、<u>ライセンスキー等の暗号機能有効化の手段</u>を用いれば当該機能が有効化するようなものを想定しています。</p> <p>なお、「ある貨物」には、電子組立品やモジュール、集積回路及びこれらの部分品等、潜在的に暗号機能を有するものであれば対象として含まれます。</p> <p>また「あるプログラム」には、潜在的に<u>該当の暗号機能</u>を持つプログラムであって、<u>暗号機能有効化の手段</u>を用いれば貨物等省令第 2 1 条第 1 項第九号等に該当となるようなアプリケーションプログラムが含まれます。</p> <p>同様に暗号機能を有する装置の機能を実現するためのプログラムなども、潜在的に暗号機能を有するものであれば対象として含まれます。</p>
<p>▼Q 1 1 :質問 201x/x/xx</p> <p>弊社では国外企業との共同生産を行っており、暗号機能を休眠させた状態で、ある部品を国外企業へ輸出し、現地で暗号機能を有効化させて組み立てを行っています。この場合、国外企業へ部品を輸出する段階では、当該部品は貨物等省令第 8 条第九号イの括弧書きの「<u>当該暗号機能を使用することができるもの</u>（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は<u>安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるもの</u>」にあたらない休眠暗号として、外為法の許可は不要なものとして見なしてよいのでしょうか。</p> <p>▲A 1 1 :回答</p> <p>当該部品の暗号機能が、<u>安全な仕組みの暗号機能有効化の手段</u>によるのみ使用可能となるものであれば、外為法の許可は不要なものとして見なされますので、運用通達中の解釈</p>	<p>▼Q 1 1 :質問 2018/1/22</p> <p>弊社では国外企業との共同生産を行っており、暗号機能を有するある部品を暗号機能を休眠させた状態で国外企業へ輸出し、現地で暗号機能を有効化させて組み立てを行っています。この場合、国外企業へ部品を輸出する段階では、当該部品は貨物等省令第 8 条第九号イの括弧書きの「<u>当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの</u>又は暗号機能が有効化されているもの」にあたらない休眠暗号として、外為法の許可は不要なものとして見なしてよいのでしょうか。</p> <p>▲A 1 1 :回答</p> <p>当該部品の暗号機能が、<u>暗号機能有効化の手段</u>によるのみ使用可能となるものであれば、外為法の許可は不要なものとして見なされますので、運用通達中の解釈規定についても</p>

<p>規定についても御参照いただいた上で該非判定を実施してください。</p>	<p>御参照いただいた上で該非判定を実施してください。</p>
<p>▼Q 1 2 :質問 <u>201x/x/xx</u></p> <p>販売管理を目的として、インストール時にライセンスキーを入力することが必要なソフトウェア製品があります。ライセンスキーは、20桁程度の数字で構成され、製品パッケージの中に記載して製品と一緒に販売しています。このようなライセンスキーは販売管理用に用いられるものですが、管理対象となるソフトウェアの一部には暗号機能を含んでいます。この場合、当該ライセンスキーは、貨物等省令第8条第九号ロ又は第21条第1項第十六号・第十七号の規定に該当するものとして、外為法の許可が必要となるのでしょうか。</p> <p>▲A 1 2 :回答</p> <p>「暗号機能有効化の手段」となるライセンスキーは、運用通達の解釈に規定される要件を満たすものです。すなわち、暗号機能を有効化する又は使用可能にするために、製造者により提供される仕組みによって管理されているものに限定されます。ご質問のライセンスキーが、暗号機能の有効化等を目的としたものではなく、純粋に販売管理用のものとして設計されたものであることが客観的に明らかかな場合は、「暗号機能有効化の手段」とはならないと考えられます。したがって、ご質問のライセンスキーは貨物等省令第8条第九号ロ又は第21条第1項第十六号・第十七号には非該当となりますが、暗号機能を実現する当該プログラムについては貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの「<u>当該暗号機能を使用することができるもの(当該暗号機能が有効化されているものを含む。)</u>」に該当する貨物と同等の機能を持つプログラムとなるため、貨物等省令第21条第1項第九号により規制されることとなります。</p>	<p>▼Q 1 2 :質問 <u>2018/1/22</u></p> <p>販売管理を目的として、インストール時にライセンスキーを入力することが必要なソフトウェア製品があります。ライセンスキーは、20桁程度の数字で構成され、製品パッケージの中に記載して製品と一緒に販売しています。このようなライセンスキーは販売管理用に用いられるものですが、管理対象となるソフトウェアの一部には暗号機能を含んでいます。この場合、当該ライセンスキーは、貨物等省令第8条第九号ロ又は第21条第1項第十六号・第十七号の規定に該当するものとして、外為法の許可が必要となるのでしょうか。</p> <p>▲A 1 2 :回答</p> <p>「暗号機能有効化の手段」となるライセンスキーは、運用通達の解釈に規定される要件を満たすものです。すなわち、暗号機能を有効化する又は使用可能にするために、製造者により提供される安全な仕組みによって管理されているものに限定されます。ご質問のライセンスキーが、暗号機能の有効化等を目的としたものではなく、純粋に販売管理用のものとして設計されたものであることが客観的に明らかかな場合は、「暗号機能有効化の手段」とはならないと考えられます。したがって、ご質問のライセンスキーは貨物等省令第8条第九号ロ又は第21条第1項第十六号・第十七号には非該当となりますが、暗号機能を実現する当該プログラムについては貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの「<u>当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの</u>」に該当する貨物と同等の機能を持つプログラムとなるため、貨物等省令第21条第1項第九号により規制されることとなります。</p>
<p>▼Q 1 3 :質問 <u>201x/x/xx</u></p> <p>海外工場で携帯電話の製造を行うに当たり、その部品となる集積回路の機能全体を休眠させた状態で輸出を行い、海外工場で当該集積回路の機能を有効化させます。一連のプロセスはファームウェアを用いて行うものであり、集積回路の機能の一部には暗号機能も含まれます。この時、当</p>	<p>▼Q 1 3 :質問 <u>2018/1/22</u></p> <p>海外工場で携帯電話の製造を行うに当たり、その部品となる集積回路の機能全体を休眠させた状態で輸出を行い、海外工場で当該集積回路の機能を有効化させます。一連のプロセスはファームウェアを用いて行うものであり、集積回路の機能の一部には暗号機能も含まれます。この時、当</p>

<p>該暗号機能は貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの「<u>当該暗号機能を使用することができるもの(当該暗号機能が有効化されているものを含む。)</u>又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるもの」にあたらぬ休眠暗号として、外為法の許可は不要なものとなすは良いでしょうか。</p> <p>▲A13:回答</p> <p>当該ファームウェアにより制御される機能の一つとして暗号機能が含まれている場合において、当該暗号機能が貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの「<u>当該暗号機能を使用することができるもの(当該暗号機能が有効化されているものを含む。)</u>又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるもの」にあたらぬ休眠暗号であれば、外為法の許可は不要なものとなすは解されます。その際、当該ファームウェアは、当該集積回路の複数の機能に対応するようなものであっても、当該ファームウェアが当該暗号機能の有効化を目的(又は目的のひとつ)として設計されたものであれば、貨物等省令第21条第1項第十七号に該当するものとして外為法上の許可が必要となります。</p>	<p>該暗号機能は貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの「<u>当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているもの</u>」にあたらぬ休眠暗号として、外為法の許可は不要なものとなすは良いでしょうか。</p> <p>▲A13:回答</p> <p>当該ファームウェアにより制御される機能の一つとして暗号機能が含まれている場合において、当該暗号機能が貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの「<u>当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているもの</u>」にあたらぬ休眠暗号であれば、外為法の許可は不要なものとなすは解されます。その際、当該ファームウェアは、当該集積回路の複数の機能に対応するようなものであっても、当該ファームウェアが当該暗号機能の有効化を目的(又は目的のひとつ)として設計されたものであれば、貨物等省令第8条第九号ロ又は第21条第1項第十六号・第十七号に該当するものとして外為法上の許可が必要となります。</p>
<p>▼Q17:質問 201x/x/xx</p> <p>暗号規制に該当する汎用MPUを外部から購入して自社で設計したボードに組み込みました。当該ボードを組み込んでユーザー向けの製品を製造します。当該製品には、MPUメーカーから提供されるMPU用の専用OS上に、当該装置専用のアプリケーションを作成し、OSと共に当該製品に組み込んで販売します。当該製品で、ユーザーが操作パネルや操作ボタンを操作する等では当該製品に含まれている暗号機能を使用できないように設計している場合、当該製品に組み込んだMPUの暗号機能は貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの「<u>当該暗号機能を使用することができるもの(当該暗号機能が有効化されているものを含む。)</u>又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるもの」にあたらぬ「使用できない暗号」として非該当と考えてよいでしょうか。</p>	<p>▼Q17:質問 2018/1/22</p> <p>暗号規制に該当する汎用MPUを外部から購入して自社で設計したボードに組み込みました。当該ボードを組み込んでユーザー向けの製品を製造します。当該製品には、MPUメーカーから提供されるMPU用の専用OS上に、当該装置専用のアプリケーションを作成し、OSと共に当該製品に組み込んで販売します。当該製品で、ユーザーが操作パネルや操作ボタンを操作する等では当該製品に含まれている暗号機能を使用できないように設計している場合、当該製品に組み込んだMPUの暗号機能は貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの「<u>当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているもの</u>」にあたらぬ「使用できない暗号」として非該当と考えてよいでしょうか。</p>

<p>▲A17:回答</p> <p>「使用できない暗号」として非該当とするためには、下記の2条件を両方満たしている必要があります。</p> <p>①製品を使用する者が暗号機能を使用できないように設計されていること。</p> <p>②製品を使用する者以外の第三者も含む広く一般の利用者が暗号機能を使用できるように容易に改ざんできない様に管理されていること。</p> <p>ご質問の内容からは、①の条件は満たされていると考えられますが、②の条件が満たされているのか判断できません。下記例示のような条件②を満たす機能を備えているか確認して下さい。確認した結果、②の条件も満たすのであれば「使用できない暗号」として非該当と考えてよいでしょう。②の条件を満たしていないのであれば「使用できない暗号」として非該当にできません。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造者が設計した装置やボードの設計情報が製造者により厳格に管理され、汎用MPUを購入した第三者であっても容易に暗号機能を使用するようにはできない。 ・MPUの暗号を使用できないように設計したプログラム(OS、アプリケーション)の設計情報が厳格に管理されており、実行形式でのみの提供で、いかなる形でもソースコードが提供されないため、第三者は暗号機能を使用するプログラムを作成することができない。 ・当該製品において、第三者がプログラム(OS、アプリケーション)を書き換える機能を提供しておらず、第三者が当該製品のプログラムを書き換えることができない。 ・当該製品において、当該製品のプログラム(OS、アプリケーション)を書き換えるために必要な情報が厳格に管理されていて、第三者が当該製品のプログラムを書き換えることができない。 	<p>▲A17:回答</p> <p>「使用できない暗号」として非該当とするためには、下記の2条件を両方満たしている必要があります。</p> <p>①製品を使用する者が暗号機能を使用できないように設計されていること。</p> <p>②製品を使用する者以外の第三者も含む広く一般の利用者が暗号機能を使用できるように容易に改ざんできない様に管理されていること。</p> <p>ご質問の内容からは、①の条件は満たされていると考えられますが、②の条件が満たされているのか判断できません。下記例示のような条件②を満たす機能を備えているか確認して下さい。確認した結果、②の条件も満たすのであれば「使用できない暗号」として非該当と判断して考えてよいでしょう。②の条件を満たしていないのであれば「使用できない暗号」として非該当にできません。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造者が設計した装置やボードの設計情報が製造者により厳格に管理され、汎用MPUを購入した第三者であっても容易に暗号機能を使用するようにはできない。 ・MPUの暗号を使用できないように設計したプログラム(OS、アプリケーション)の設計情報が厳格に管理されており、実行形式でのみの提供で、いかなる形でもソースコードが提供されないため、第三者は暗号機能を使用するプログラムを作成することができない。 ・当該製品において、第三者がプログラム(OS、アプリケーション)を書き換える機能を提供しておらず、第三者が当該製品のプログラムを書き換えることができない。 ・当該製品において、当該製品のプログラム(OS、アプリケーション)を書き換えるために必要な情報が厳格に管理されていて、第三者が当該製品のプログラムを書き換えることができない。
<p>▼Q18:質問 201x/x/xx</p> <p>貨物等省令第21条第1項に該当する暗号プログラム</p>	<p>▼Q18:質問 2018/1/22</p> <p>貨物等省令第21条第1項に該当する暗号プログラム</p>

を含んだ、ソフトウェアソースコードパッケージを購入しました。このソフトウェアソースコードパッケージを組み込んで弊社製ソフトウェアを構築しました。ソースコードパッケージの提供メーカーからは、パッケージトータルでの組み込みリンク機能・動作保証がされており、この暗号アルゴリズム部分をおらず、組み込みを行っています。暗号機能は、弊社ソフトウェア製品として使用しておらず、弊社ソフトウェアのユーザーからも一切、アクセスできないように設計しており、設計情報は弊社内で厳格に管理されています。弊社製ソフトウェアはオブジェクトモジュールでのみユーザーに提供されます。

この場合、上記の弊社製ソフトウェアに内含される暗号機能は、貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの「当該暗号機能を使用することができるもの(当該暗号機能が有効化されているものを含む。)又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるもの」にあたる「使用できない暗号」であり、弊社製ソフトウェアは第21条第1項第九号に非該当と考えてよいでしょうか？

▲A18:回答

「使用できない暗号」として非該当とするためには、下記の2条件を両方満たしている必要があります。

- ①製品を使用する者が暗号機能を使用できないように設計されている。
- ②製品を使用する者以外の第三者も含む広く一般のユーザーが暗号機能を使用できるように容易に改ざんできない様に管理されている。

当該ソフトウェアは、使用者が暗号機能を使用できない構成として設計されているのであれば条件①を満たしていると考えられます。また、独自に開発したソフトウェアの設計情報が製造者により厳格に管理されており、ユーザーにはオブジェクト形式でのみ提供され、いかなる形でもソースコードが提供されないのであれば、条件②を満たしていると考えられます。

を含んだ、ソフトウェアソースコードパッケージを購入しました。このソフトウェアソースコードパッケージを組み込んで弊社製ソフトウェアを構築しました。ソースコードパッケージの提供メーカーからは、パッケージトータルでの組み込みリンク機能・動作保証がされており、この暗号アルゴリズム部分をおらず、組み込みを行っています。暗号機能は、弊社ソフトウェア製品として使用しておらず、弊社ソフトウェアのユーザーからも一切、アクセスできないように設計しており、設計情報は弊社内で厳格に管理されています。弊社製ソフトウェアはオブジェクトモジュールでのみユーザーに提供されます。

この場合、上記の弊社製ソフトウェアに内含される暗号機能は、貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの「当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているもの」にあたる「使用できない暗号」であり、弊社製ソフトウェアは第21条第1項第九号に非該当と考えてよいでしょうか？

▲A18:回答

「使用できない暗号」として非該当とするためには、下記の2条件を両方満たしている必要があります。

- ①製品を使用する者が暗号機能を使用できないように設計されている。
- ②製品を使用する者以外の第三者も含む広く一般のユーザーが暗号機能を使用できるように容易に改ざんできない様に管理されている。

当該ソフトウェアは、使用者が暗号機能を使用できない構成として設計されているのであれば条件①を満たしていると考えられます。また、独自に開発したソフトウェアの設計情報が製造者により厳格に管理されており、ユーザーにはオブジェクト形式でのみ提供され、いかなる形でもソースコードが提供されないのであれば、条件②を満たしていると考えられます。

省令第8条第九号へ(一)2の「当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの」の条件を満足せず、市販暗号装置で非該当にはならないと考えるべきでしょうか。

▲Ay : 回答

いいえ。「暗号機能有効化の手段」は、運用通達と役務通達の解釈に、「使用者が暗号機能を特別に有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段」とあり、使用者が暗号機能を利用するために特別に用意された手段であることが明記されています。従って、使用者が暗号機能有効化の手段を用いて、装置の暗号機能を有効化することは、装置が提供する暗号機能を使用者が選択しているにすぎず、暗号機能を変更しているわけではありません。

つまり、使用者が暗号機能有効化の手段を用いて、装置の暗号機能を有効化できる装置であっても、市販暗号装置の除外規定である貨物等省令第8条第九号へ(一)2の「当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの」の条件は満足すると考えられます。役務通達の解釈で規定される市販暗号プログラムについても同様に考えることができます。

3. 結び

これらのQ&Aを早期に経済産業省のホームページに掲載頂くことにより、広く効率的に法令改正内容を伝え、かつ理解を深めることができますし、CISTEC や経済産業省に寄せられる問合せ等も多く軽減されるものと思慮致します。

是非とも前向きに検討頂きたく、何卒、お願い申し上げます。

以上